

名張市障害福祉計画

平成30年度～平成32年度（第5期）

平成30年3月

名 張 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間及び見直しの時期	4
4. 計画の重点課題	4
5. 計画の策定体制	5

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	6
2. 計画の基本目標	6
3. 計画の基本指針	7
4. 基本指針の成果目標	7
5. 成果目標（平成32年度末の数値目標の設定）	9

第3章 計画の課題と方策

1. 計画の基本分野と施策の体系	1 3
2. 訪問系サービスの基盤整備	1 5
3. 日中活動系サービスの基盤整備	1 8
4. 居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービスの基盤整備	2 2
5. 相談支援サービス	2 4
6. 障害児支援サービス	2 6
7. 地域生活支援事業の推進	2 9
8. 基本指針の個別施策に係る現状と課題	3 4
9. 今後検討すべき課題	3 6

第4章 計画の推進体制

1. 総合的な取組みの推進	3 7
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	3 7
3. 国、県との連携	3 7
4. 協議会の活用	3 7

第5章 計画の見込量（数値目標）

計画の見込量	3 8
--------	-----

<資料>

1. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿	4 1
2. 名張市共生地域デザイン会議委員名簿	4 2

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成 26 年 1 月に我が国が批准した障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を定める条約です。条約の批准に向けて、障害者基本法の改正及び障害者虐待防止法（障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の制定、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定され、障害者の権利の実現に向けた取組や権利擁護に向けた取組が進められてきました。

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）では、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害者福祉サービス等の対象が広がりました。

さらに、障害のある児童の支援の整備のために平成 28 年 6 月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、平成 29 年に基本的な指針を見直すことで福祉サービスのより一層の充実を目指しています。

本市では平成 16 年 3 月に「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち」を将来の都市像として名張市総合計画「理想郷プラン」を策定し、市民の協力・協働のもと地域の課題を我が事として取り組むまちづくりを進めてきました。

平成 28 年 3 月には「新・理想郷プラン」を策定し、同年 11 月「名張市地域福祉教育総合支援システム」を創設することで、複雑化、多様化、深刻化した福祉ニーズの現状に合わせ複合的な課題への対応を目指しています。また、平成 28 年 3 月には「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を、平成 29 年 6 月には「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」を制定し、コミュニケーションによる活動の制限を軽減するなどの合理的配慮が促進され、障害のある人もない人も誰もが住みやすい地域を目指した施策を推進しています。

こうした中、第 4 期障害福祉計画は、「名張市障害者施策推進協議会」及び自立支援協議会である「名張市共生地域デザイン会議」の協議・検証を経て、一定の成果を上げていると評価されていますが、介護者である家族の高齢化に伴う「親亡き後」の問題、人としての尊厳を守るための「権利擁護」、障害福祉サービスを提供する「人材の不足」等が引き続き課題となっています。

また、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すには、障害福祉サービスの充実だけではなく、地域の人々が障害への理解を深めることも重要です。近年進められた法整備と合わせて、広く市民に啓発していく必要があると考えています。

障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりを実現するために、福祉の

理想郷を基本に、本計画は当事者の意思決定の支援や自己決定を尊重し、選択の機会と社会参加の確保に努めることとしています。また、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により障害児福祉計画を定めることが義務付けられたことから、障害のある児童の健やかな育成のための発達を支援する取組等を定めています。

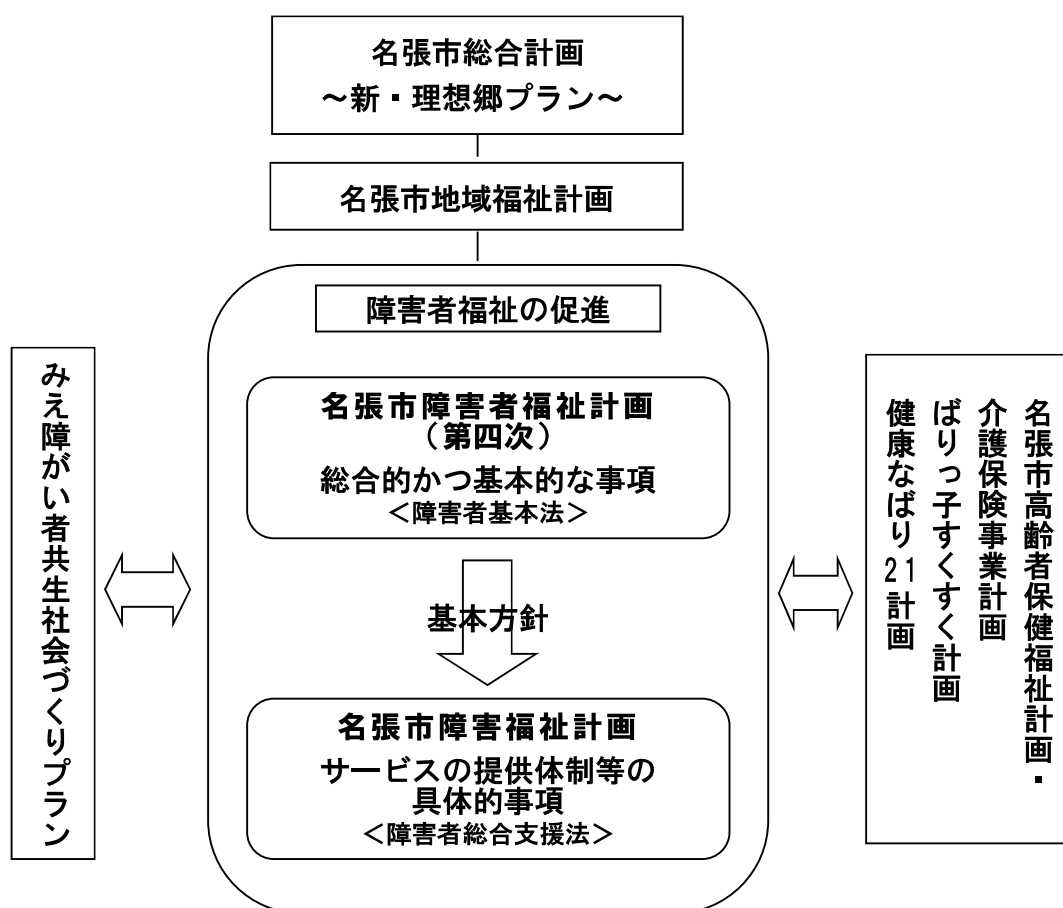
国や県の動向と本市の実情を踏まえ、障害福祉サービスの具体的な数値目標とその達成施策を明らかにするため、ここに第5期となる計画を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ策定したものです。

「第四次名張市障害者福祉計画」が障害のある人のための施策の基本的な指針を明らかにする総合的な計画であるのに対し、本計画は障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の推進に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策などを示す実施計画と位置付けています。また、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき「障害児福祉計画」の作成を義務付けられていますが、本市では本計画と一体の計画として策定することとします。

本計画の理念や基本目標など、基本的な方針に関する事項は「第四次名張市障害者福祉計画」と同様の内容としています。



また、本計画は、上位計画にあたる名張市総合計画「新・理想郷プラン」、「名張市地域福祉計画」を踏まえるとともに、「名張市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「ばりっ子すくすく計画」、「健康なばり 21 計画」といった福祉分野

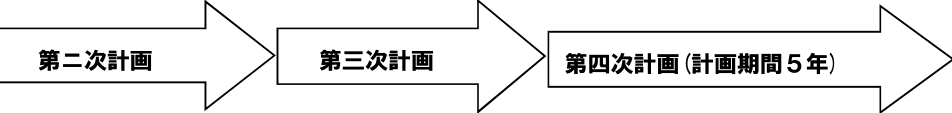
の関連計画及び三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」との整合性にも配慮しています。

3. 計画の期間及び見直しの時期

「障害福祉計画」は、本市において、これまでに4回にわたって計画策定を行い、福祉サービスの基盤整備を図ってきました。第5期となる本計画の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3か年となっており、第4期計画の取組状況や実績を踏まえながら、国の指針に沿った必要な見直しを行った上で目標達成のための施策推進の方針を定めます。

なお、本計画について、社会経済状況の変化等を踏まえつつ、進捗の管理、分析及び評価を1年ごとに行い、必要な場合には本計画の見直しを図ります。

第5期障害福祉計画の計画期間

年度	18年度 ～ 20年度	21年度	22年度 ～ 23年度	24年度 ～ 26年度	27年度 ～ 29年度	30年度	31年度	32年度
障害福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期			
障害者福祉計画								

4. 計画の重点課題

「第四次名張市障害者福祉計画」では、次の3つを重点課題として掲げています。

- ・ライフステージに対応した総合的な施策の推進
- ・安心して暮らせる地域社会の構築
- ・自立を支援する就労体制の充実

本計画においても、これらの課題を基本に置きながら、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、地域生活移行と就労支援等を促進するため、新たな制度に基づくサービスや支援体制の円滑な構築と効果的な運用を目指します。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情に即した実効性のある内容のものとするため、サービスを利用する障害のある人やその家族、障害者団体、事業者などの意見を踏まえ、計画に反映することを基本とし、以下の体制で計画を策定しました。

(1) 策定委員会の設置

本計画は、障害のある人や障害者団体、学識経験者や保健、医療、福祉関係者などで構成する「名張市障害者施策推進協議会」を策定委員会に位置付けました。

(2) 専門会議の開催

本計画を策定するにあたり、「名張市共生地域デザイン会議」を開催して、地域移行や就労支援等の方策を検討し、その意見を策定委員会に反映しました。

(3) 障害のある人のニーズの把握

障害のある人のニーズの把握については、障害支援区分の認定調査時や各障害者団体等からのヒアリング、また、既存データの活用など、本計画に反映ができるように努めました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「第四次名張市障害者福祉計画」では、ライフステージの全ての段階において全人的復権を目指すリハビリテーションと、障害のある人がない人と同等に生活し活動する共生社会を目指すノーマライゼーションを基本理念に掲げています。

本計画においてもこの基本理念を共有し、地域社会全体で障害のある人の自立した生活を支えることを目指します。

また、障害者総合支援法では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。その同法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスの提供や相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行の一層の促進、一般就労への移行支援の強化等のサービス提供体制を整え、地域住民や関係団体と連携・協働をさらに推進して、障害のある人の生活を地域社会全体で支えるシステムの構築を図ります。

2. 計画の基本目標

「第四次名張市障害者福祉計画」では、基本的人権の尊重のもと、次の3つの基本目標を掲げています。

- ①人権尊重に根ざした障害者の主体性と自立性の確立
- ②すべての市民が安心して平等に暮らせる地域社会づくり
- ③市民全員の参加によるノーマライゼーションの実現

本計画においても、これらの基本目標を継承し、より実効ある計画とするため、国や県の目標値を参考にして、平成32年度末までの数値目標を設定し、障害のある人等の自立と地域生活を支援するものとします。

3. 計画の基本指針

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」では次の 15 項目を基本指針として定めています。したがって、本計画は、これらの項目を基本に据え、策定しています。

《成果目標》

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

《個別施策》

- (1) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (3) 障害者虐待の防止、擁護者に対する支援
- (4) 発達障害者支援の一層の充実
- (5) 難病患者への一層の周知
- (6) 基幹相談支援センターの設置促進等
- (7) 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- (8) 情報公表制度による質の向上
- (9) 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- (10) 障害福祉人材の確保

4. 基本指針の成果目標

本計画では具体的な内容として以下の成果目標に着目し、策定しています。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・施設入所者数の減員
 - ・施設入所から地域生活への移行者数の増員
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・障害保健福祉圏域、市の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（新規）
 - ・精神科病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
 - ・精神病床における早期退院率（入院 3 ヶ月時点、6 ヶ月時点、1 年時点）

(3) 地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点を市又は圏域ごとに少なくとも1拠点整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・福祉施設利用者の一般就労移行者数の増員
- ・就労移行支援事業利用者数の増員
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
- ・就労定着支援による職場定着率（新規）

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
- ・医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

5. 成果目標（平成 32 年度末の数値目標の設定）

（１）施設入所者の地域生活への移行

・施設入所者数、地域生活移行者数

項 目	数 値	説 明		
現在の入所者数(A)	69 人	平成 29 年 6 月末時点の入所者数 平成 28 年度末時点の施設入所者数は 64 平成 29 年度から入所施設が 1 ヶ所増している		
平成 32 年度 入所者数(B)	67 人	平成 32 年度末時点の入所者数		
【目標値】 削減見込(A-B)	2 人 2.9%			
【目標値】 平成 32 年度末の 地域生活移行者数	7 人 (10.1%)	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
		2 人	2 人	3 人

平成 28 年度末時点の施設入所者数は 64 人となっています。国の指針では平成 28 年度末における施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することとなっています。しかし、本市においては平成 29 年 6 月末時点で施設入所者数は 69 人である実情を勘案し、地域生活移行者数を 7 人、入所者数を 67 人としています。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

・保健・医療・福祉関係者による協議の場（新規）

項 目	目 標 値	場 所	説 明
保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	1 か所	伊賀圏域	平成 32 年度末時点

国の指針では平成 32 年度末までに本市又は伊賀圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとなっています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

・地域生活支援拠点等の整備

項 目	目 標 値	説 明
地域生活支援拠点の 整備数・場所	1 か所 ／名張市内	平成 32 年度末時点 伊賀圏域で社会資源を共有する

国の指針では、地域生活への移行を推進するために、地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに本市又は伊賀圏域に 1 か所以上整備することを基本としています。現在も議論を重ねており、今後も伊賀圏域で連携して整備を進めます。

(4) 福祉施設での就労から一般就労への移行等

・一般就労移行者数

項 目	数 値	説 明
平成 28 年度 一般就労移行者数	8 人	平成 28 年度に福祉施設から一般就労した者の数
【目標値】 平成 32 年度の福祉施設 から一般就労する者の数	12 人	平成 32 年度末時点
	1.5 倍	平成 28 年度との比較

国の指針では、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上となっています。これまでの実績や受け皿の実情を勘案し、平成 32 年度の一般就労への移行者数を 12 人としています。

・就労移行支援事業利用者数

項 目	数 値	説 明
平成 28 年度末の 就労移行支援事業利用者数	11 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数
【目標値】 平成 32 年度末における 就労移行支援事業利用者数	14 人	平成 32 年度末時点
	27%	平成 28 年度との比較（増加割合）

国の指針では、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することとなっていますが、これまでの実績や受け皿の実情を勘案し、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 14 人としています。

・就労移行支援事業所の就労移行率

項 目	目 標 値	説 明
就労移行支援事業所数	1 ヶ所	平成 32 年度末の事業所数
就労移行率が 30%以上の事業所数	1 ヶ所	平成 32 年度末の事業所数
就労移行率が 30%以上の事業所の割合	100%	平成 32 年度末時点

国の指針では、平成 29 年度末における就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を全体の 5 割以上とすることとなっています。現在、市内には就労移行支援事業所が 1 か所のため、就労移行率が 30%以上の事業所の割合を 100%としています。

・就労定着支援（新規）

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
【目標値】 就労定着支援開始 1 年後の 職場定着率	80%	80%	80%

国の指針では、各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本としています。国の指針に基づき設定しています。

（５）障害児支援の提供体制の整備等【新規】

・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実（新規）

項 目	目 標 値	場 所	説 明
児童発達支援センター 設置数・場所	1 か所	名張市内	平成 32 年度末時点
保育所等訪問支援を 利用できる体制・場所	1 か所	名張市内	平成 32 年度末時点

国の指針では平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを本市又は伊賀圏域に少なくとも 1 か所以上設置すること、本市において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

現在、市内には児童発達支援センターが 1 か所、保育所等訪問支援を提供する事業所が 1 か所設置されています。

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（新規）

項目	目標値	場所	説明
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 か所	伊賀圏域	平成 32 年度末時点
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	1 か所	伊賀圏域	平成 32 年度末時点

本市では保健、医療、保育、教育等の支援状況を踏まえ、個々の特性に合わせて支援を行っています。

国の指針では平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を本市又は伊賀圏域に少なくとも 1 か所以上確保することとなっています。伊賀圏域で連携して整備の検討を進めます。

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（新規）

項目	目標値	場所	説明
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	1 か所	名張市内	平成 30 年度末時点

本市では保健、医療、保育、教育等が把握している障害のある児童に対しては協議の場が設けられており個々の特性に合わせた支援を行っています。

国の指針では平成 30 年度末までに、三重県、本市又は伊賀圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとなっています。

既存の協議の場を活用し、関係機関との連携の強化に努めます。

- ・医療的ケア児に対するコーディネーターの配置（新規）

項目	目標値	場所	説明
医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1 人	伊賀圏域	平成 32 年度末時点

本市では保健、医療、保育、教育等の支援状況を踏まえ、個々の特性に合わせた支援を行っています。

国の指針では医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の本市又は伊賀圏域に配置の促進を図ることとなっており、国の指針に基づき設定しています。

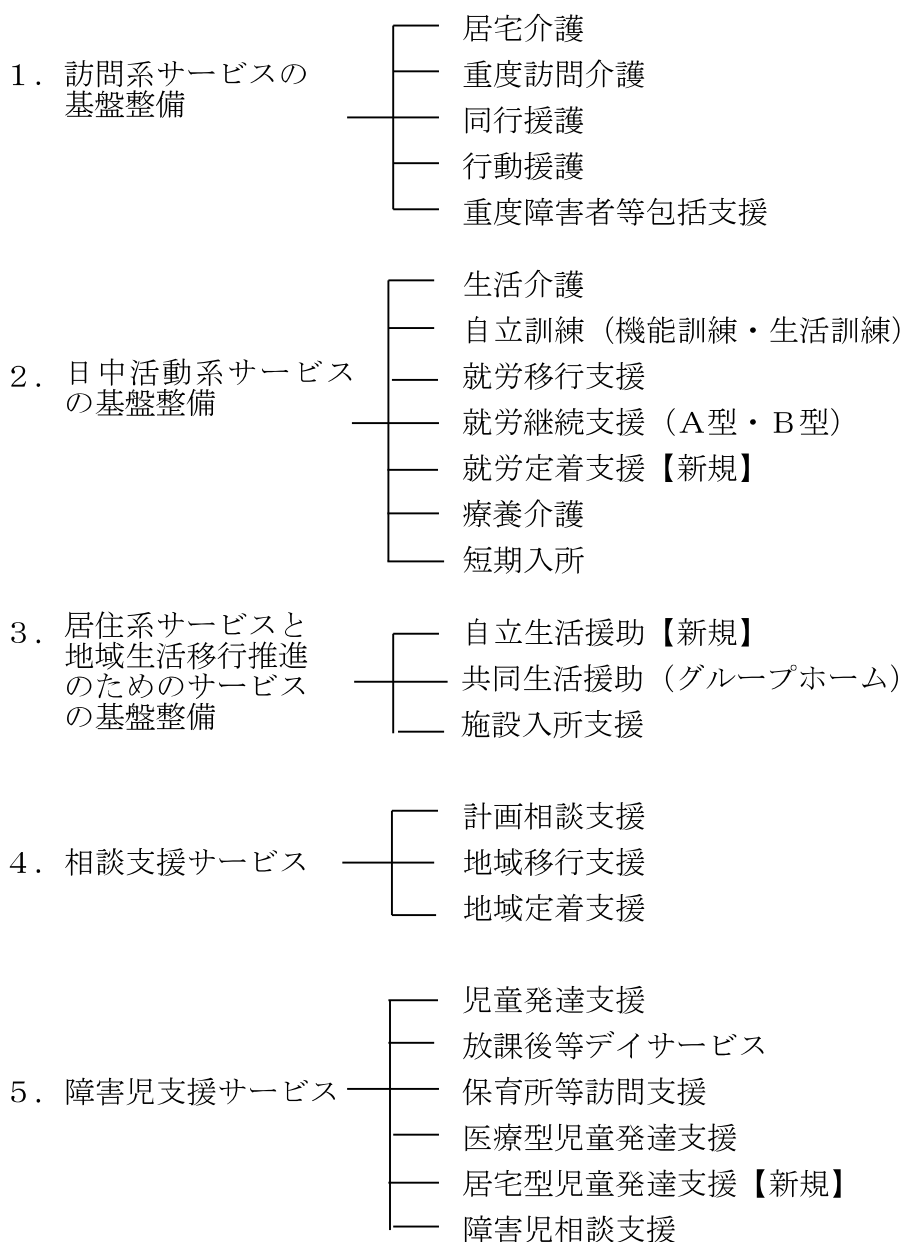
第3章 計画の課題と方策

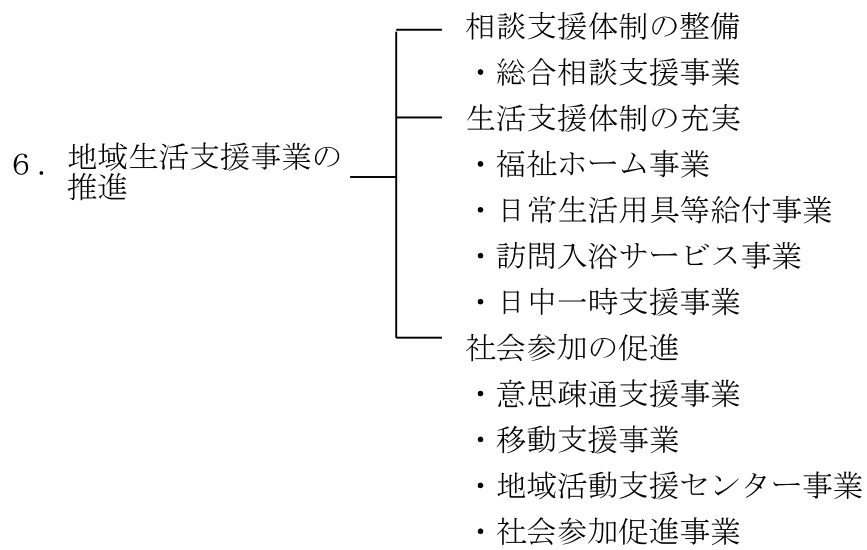
1. 計画の基本分野と施策の体系

基本理念や基本目標を実現するため、国が示す基本指針を踏まえ、本計画における基本分野を「訪問系サービスの基盤整備」、「日中活動系サービスの基盤整備」、「居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービスの基盤整備」、「相談支援サービス」、「障害児支援サービス」、「地域生活支援事業の推進」の6分野とします。

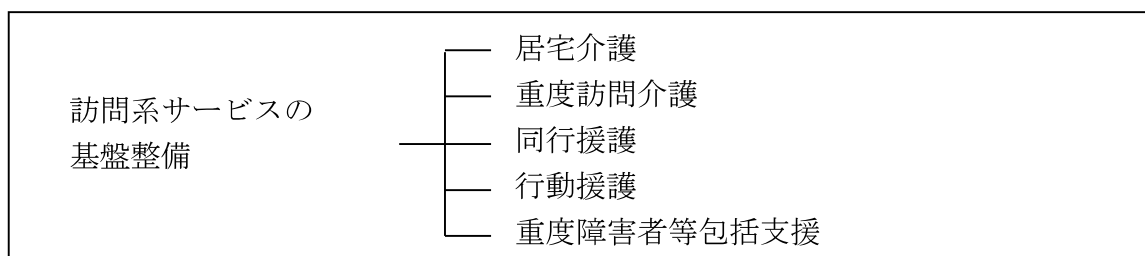
これらの分野について課題を設定し、新たな目標を加えながら施策目標と数値目標を明らかにします。

<施策の体系>





2. 訪問系サービスの基盤整備



<現状と課題>

住み慣れた地域社会において障害のある人の日常生活を支えるためには、身体介護や家事援助などの支援が必要です。また、行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対しては、危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護も必要です。重度障害のある人には複数のサービスを効果的に組み合わせ総合的に支援する必要があります。

また、障害種別を問わず必要な訪問系サービスが受けられる体制整備の推進と事業所職員の専門性の向上とスキルアップのための働きかけも必要となっています。

訪問系サービスの利用状況を見てみると、「居宅介護」は平成 27 年度 128 人で、平成 29 年度は 6 月までで 141 人、視覚障害のある人への「同行援護」は平成 27 年度 13 人で、平成 29 年度は 17 人と伸びており、サービスを必要としている人が増加していることから、介護従事者の人材確保、人材の定着を支援する体制づくりが課題となっています。

さらに、長期入院・施設入所者の地域移行を積極的に進めていくことに伴い、訪問系サービスの需要が拡大し、サービスの受け皿が不足することが予測されます。

<方策と目標>

障害のある人の在宅生活を支援するため、その生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障害のある方も在宅で安心して暮らせるよう、適切なサービスの提供に努めます。また、まちの保健室、民生委員等と連携して、近隣住民の見守りや支えあいの活動を促進し、身近な地域における支援ネットワークの形成や地域ぐるみの支援体制の構築に取り組む等、障害者や家族の希望、障害の程度に応じた効果的な支援を行います。

訪問系サービスに対するニーズに対応するため、計画的にサービスの提供体制を整備・拡充するとともに、ヘルパーに対する研修や情報提供の充実に努めます。

また、人材確保については、関係機関と連携を図りながら、定年退職者の活用や有償ボランティアの制度化などを視野に入れ検討していきます。

数値目標は、現に利用している者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めています。

(1) 居宅介護

障害のある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障害者及び重度の精神障害者であって、常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護を行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な支援を行います。

(4) 行動援護

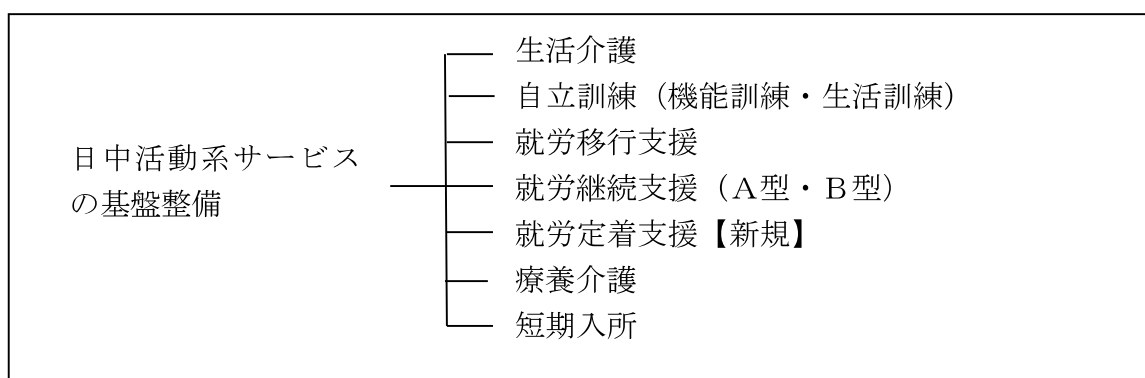
知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護	延べ利用時間数／月 (単位：時間)	2,015	2,080	2,145
	利用者数／月 (単位：人)	155	160	165
重度訪問介護	延べ利用時間数／月 (単位：時間)	8	8	8
	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1
同行援護	延べ利用時間数／月 (単位：日)	500	550	600
	利用者数／月 (単位：人)	20	22	24
行動援護	延べ利用時間数／月 (単位：日)	158	158	158
	利用者数／月 (単位：人)	4	4	4
重度障害者等 包括支援	延べ利用時間数／月 (単位：日)	0	0	0
	利用者数／月 (単位：人)	0	0	0

3. 日中活動系サービスの基盤整備



<現状と課題>

施設や病院からの地域生活への移行、障害のある人の高齢化への対応や、障害の重度化、二次障害の予防に対応した日中活動サービスの整備、充実が必要です。

また、療養介護は三重県下に限られた施設しかないことから、潜在的なニーズにも対応していく必要があります。

障害のある人が地域の中で自立し、生きがいを持って暮らせるためには就労等、日中活動を積極的に推進していく必要がありますが、就労支援等を行う就労支援移行事業所や就労継続支援A型事業所は市内に1か所のため、市外の事業所を利用している実情があります。そして「生活介護」の利用者数は、平成27年度199人で、平成29年度は6月までで206人、「就労継続支援B型」の利用者数は平成27年度160人で、平成29年度は6月までで181人と伸びており、地域資源の確保や拡充を図る必要があります。また、それが困難な場合の対応が大きな課題となっています。

<方策と目標>

生活介護、自立訓練については、障害のある高齢者の介護保険との関係整備が必要であり、国が新たに検討している共生型サービス等の動向を踏まえつつ地域生活の継続が維持されるよう、個々の状況に応じたサービスを調整していきます。

就労継続支援事業については、障害のある人の自立を促すため支援者に対して三重県が行う研修への参加を促進し、知識・能力の向上を図ります。

利用者が希望するサービスを選択し利用できるようサービス提供事業所の拡大につながる取組を促進し、サービスの不足部分の拡充等、日中活動の場の確保を図っていきます。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労移行の促進、活性化を図るために関係機関と情報交換や連携に努めています。

（１）生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分３（施設入所支援を利用する場合は区分４）以上である人、又は５０歳以上で障害支援区分２（施設入所を利用する場合は区分３）以上である人に対して、昼間入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作活動などの機会を提供します。

数値目標は、サービス利用の伸びや特別支援学校卒業者数等の動向を踏まえ設定しています。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	延べ利用日数／月 （単位：日）	4,065	4187	4,313
	利用者数／月 （単位：人）	217	228	239

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では、地域生活を営むうえで身体機能、生活能力の維持、向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、地域生活を営むうえで生活能力の維持、向上などの支援が必要な知的障害、精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

数値目標は、サービス利用の伸び等を踏まえ設定しています。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
機能訓練	延べ利用日数／月 （単位：日）	45	45	45
	利用者数／月 （単位：人）	2	2	2
生活訓練 （宿泊型を含む）	延べ利用日数／月 （単位：日）	80	80	80
	利用者数／月 （単位：人）	9	9	9

（３）就労移行支援

一般就労などを希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの就労又は在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

数値目標は、福祉施設からの移行者や特別支援学校卒業者数の動向を考慮しつつ、平成 28 年度サービス利用の実績（利用者数 12 人／延べ利用日数 201 日）より利用量を見込んだものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
就労移行支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	234	234	234
	利用者数／月 (単位：人)	14	14	14

（４）就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

就労に必要な知識、能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、必要な訓練（就労継続支援Ａ型）を行います。

企業などや就労継続支援Ａ型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援Ａ型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練（就労継続支援Ｂ型）を行います。

数値目標は、市内、近隣のサービス提供事業所定員数やサービス利用の伸び等を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
Ａ型 (雇用型)	延べ利用日数／月 (単位：日)	450	450	450
	利用者数／月 (単位：人)	25	25	25
Ｂ型 (非雇用型)	延べ利用日数／月 (単位：日)	2, 912	3, 104	3, 296
	利用者数／月 (単位：人)	182	194	206

(5) 就労定着支援【新規】

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する者が一般就労へ移行した場合に、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅等への訪問、事業所への来所により、一定の期間にわたり就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

国の指針では、各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本としています。

平成 28 年度における福祉施設からの一般就労移行者数（8 人）を踏まえ、国の指針に基づき設定しています。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
就労定着支援	利用者数／月 (単位：人)	8	8	8

(6) 療養介護

医療を必要とし、常時介護を要する障害のある人を対象とし、主に昼間、病院その他施設などで行なわれる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

数値目標は、サービス利用の実績等を踏まえ設定しています。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
療養介護	利用者数／月 (単位：人)	6	6	6

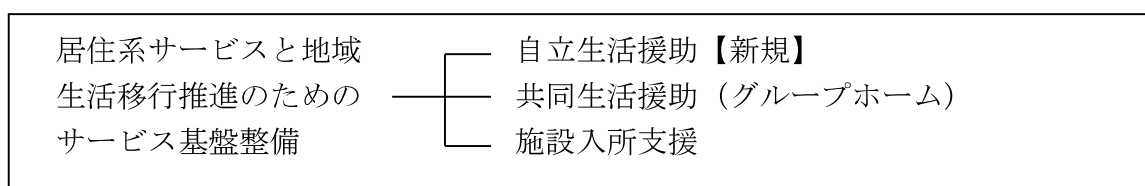
(7) 短期入所

居宅で介護する人が病気等の理由により、支援を必要とする障害のある人に対して、短期間入所する中で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

数値目標は、サービス利用の実績とサービス提供事業所数等を踏まえ設定しています。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
短期入所	延べ利用日数／月 (単位：日)	360	360	360
	利用者数／月 (単位：人)	36	36	36

4. 居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービス基盤整備



<現状と課題>

障害のある人が自らの暮らし方を選択し、地域で自立した生活を続けるためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。選択肢として、自宅等での生活のほか、共同生活援助（グループホーム）があります。

利用状況をみると、施設入所者や退院可能な精神障害のある人の地域移行の受け皿としての「共同生活援助（グループホーム）」は、平成 27 年度は 85 人、平成 29 年度は 6 月までで 90 人です。

「施設入所支援」は平成 27 年度 62 人で、平成 29 年度は 6 月までで 69 人と伸びており、入所者の地域移行を進める一方で、待機者も存在しています。

施設入所者や退院可能な精神障害のある人の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化等による家族介護力の低下などを背景に、グループホームへの需要が高まっており、施設の整備、人材の確保等には継続した取組が必要です。

<方策と目標>

障害のある人が地域の中であたりまえに暮らせる共生社会の実現に向け、障害のある人の地域生活を積極的に促進します。このためには、適切な援助に基づき、共同生活を営みながら社会性を獲得し、自立した社会生活を送るための地域生活の基盤となるグループホームの整備が不可欠です。グループホームの設立を望む事業者に対し、地域住民の理解と協力の要請や施設として利用できる空き家などの情報提供など、円滑な設置が出来るよう必要な支援を行います。

グループホームの整備促進と並行して、一般の賃貸住宅等も活用する方策も検討するなど、多様なニーズに対応できる支援の充実を図ります。また、地域で自立した生活が定着できるよう支援を行います。

（１）自立生活援助【新規】

施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者などが一人暮らしをするにあたり必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応を行います。

数値目標は、施設入所者等の動向を踏まえ設定しています。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1

(2) 共同生活援助（グループホーム）

就労、又は生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害のある人や精神障害のある人であって、日常生活上の援助を必要とし、主に夜間、共同生活を営む住居において、相談その他日常生活上の援助をし、地域で自立した生活のための援助を行います。

数値目標は、待機者や地域生活移行者等を勘案し、サービス利用実績を踏まえ設定しています。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数／月 (単位：人)	90	105	115

(3) 施設入所支援

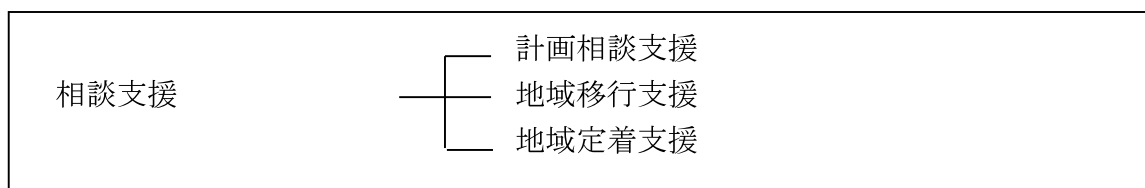
障害の程度や家族の状況により自宅で生活できない障害のある人を長期に預かり、必要な介護とともに生活訓練や作業訓練を行い、自立を支援します。

数値目標は平成 29 年 6 月末時点の施設入所者数を基礎として、地域生活移行の数値目標数を控除したうえで必要と判断される数を加えた数です。

(月間)

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
施設入所支援	利用者数／月 (単位：人)	69	68	67

5. 相談支援サービス



<現状と課題>

障害福祉サービスの利用者すべてに対し、サービス等利用計画作成を実施することになっており、計画相談支援の利用者は、平成 27 年度は 586 人、平成 29 年度は 6 月までで 609 人と増加傾向にあります。数値目標は、障害手帳交付数の増加とサービス利用者の動向を踏まえたものです。

障害福祉サービスの利用者すべてに対し、計画相談を通じたサービス等利用計画作成を実施することになっていますが、本市は三重県下で高い計画作成率で推移しています。しかし、市内の相談支援事業所が少なく相談支援専門員が抱える相談件数は増大し、複合的な課題を抱えた相談内容も多くなっています。

<方策と目標>

複合的な課題を抱え、総合的な対応が求められる事例も多いことから、名張市地域包括支援センター（基幹相談支援センター）が相談支援事業所に対し、助言、指導等を行い、資質の向上や相談支援の充実に努めています。さらに各関係機関との連携・協働に努めていきます。

また、相談支援事業所が障害のある人の抱える課題に対応するため、適切なサービスの提供に向けたきめ細かなケアマネジメントが行えるよう、今後も研修の充実を図ります。

施設入所者や精神科入院者が地域に移行する場合には、関係機関と連携を強化して、個別支援計画の作成、相談支援を担う人材の育成と確保に努め、相談支援事業者の体制整備などの支援を行っていきます。

数値目標は、障害手帳交付数の増加とサービス利用者の動向を踏まえたものです。

（１）計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

（２）地域移行支援

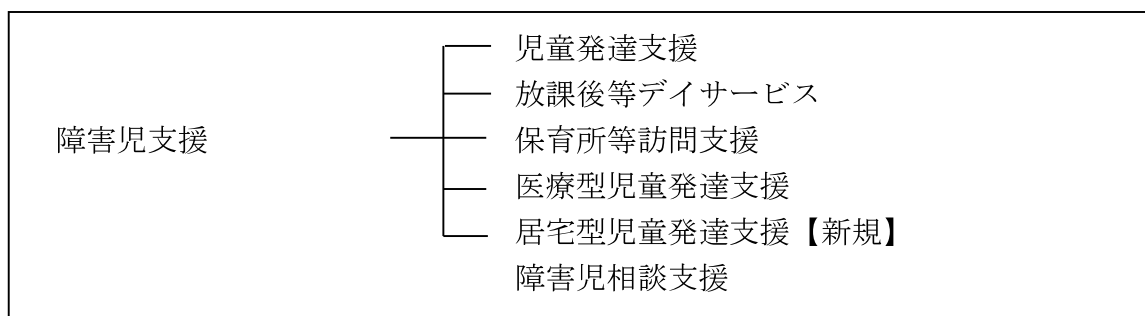
障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害のある人を対象に住居の確保とその他地域生活へ移行するための支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	年間利用者数 (単位：人)	610	620	630
地域移行支援	年間利用者数 (単位：人)	5	5	5
地域定着支援	年間利用者数 (単位：人)	1	1	1

6. 障害児支援サービス



<現状と課題>

本市では児童発達支援が定員 26 名、放課後等デイサービスは 4 か所で定員 50 名となっていますが、特に中学生を対象とした支援は不足している状況です。利用状況をみると、放課後や長期休暇中における放課後等デイサービスは、平成 27 年度は 67 人、平成 29 年度は 6 月までで 76 人と増加しており、保育所等訪問支援についても平成 27 年度 11 人でしたが、平成 29 年度は 35 人と増加しています。

保育所等訪問支援については、地域の保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校への認知度も高まってきており、連携・協働に努めています。

また、家庭での生活が困難な子どもの療育や地域での支援、児童の発達障害への早期の対応等、療育システムの体制を整えています。

障害のある児童についても、障害福祉サービスを利用される際には、障害児支援利用計画を作成することになっていますが、本市においては平成 25 年度までに完全実施しています。

さらに、障害のある児童の発達段階に合わせた適切な支援が必要です。

<方策と目標>

子どもの発達のためには、保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携による、0 歳から 18 歳までの途切れのない支援が必要です。

本市では、平成 24 年 4 月に子ども発達支援センターを設置し、平成 25 年 4 月には同センターと名張市教育センターを併設する名張市子どもセンターを開設しました。名張市子どもセンターには、療育部門として発達障害の社会福祉法人名張育成会が運営する「児童発達支援センターどれみ」があり、市立病院には、医療部門として小児発達支援外来が設置されたことで、既存の地域資源を活用した連携を行っています。

また、子ども発達支援センターの「個別乳幼児特別支援事業運営委員会」や教育委員会の「特別支援連携協議会」等により連携を図る体制を整えてきていますが、さらに各関係機関が連携し総合的に支援できるシステムの構築を図っていきます。

また、様々なニーズのある障害のある児童については、地域の身近な場所で、必

要なサービスが利用できるよう障害のある児童やその保護者に対する相談支援等を総合的に行う児童発達支援センター等の機能強化に取り組めます。

数値目標は、利用者の動向等を踏まえたものです。

(1) 児童発達支援

身近な地域で療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などを行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害がある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

(5) 居宅型児童発達支援【新規】

重度の障害等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

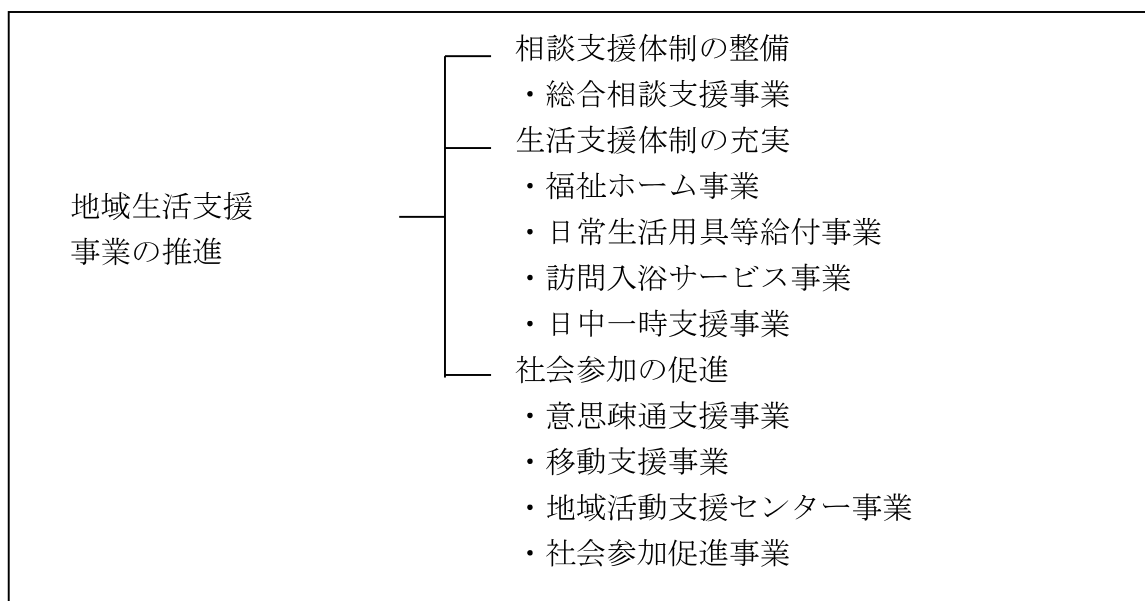
(6) 障害児相談支援

児童福祉法に基づく通所サービスを利用するすべての障害のある児童に対し、サービスの利用のための支援や調整、サービス等利用計画案を作成します。

基本相談のうえ、障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	260	290	290
	利用者数／月 (単位：人)	60	64	64
放課後等デイサービス	延べ利用日数／月 (単位：日)	795	835	835
	利用者数／月 (単位：人)	81	87	87
保育所等訪問支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	30	30	30
	利用者数／月 (単位：人)	15	15	15
医療型児童発達支援	延べ利用日数／月 (単位：日)	0	0	0
	利用者数／月 (単位：人)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	延べ利用日数／月 (単位：日)	0	0	0
	利用者数／月 (単位：人)	0	0	0
障害児相談支援 (計画相談)	利用者数／年 (単位：人)	190	192	195

7. 地域生活支援事業の推進



<現状と課題>

本市では、本人の必要とする情報の活用や生活全般を総合的に支援する相談体制の充実を進めてきました。

基幹相談支援センターは、「虐待防止センター」の役割も担っており、障害に関わる相談件数は年々増加の傾向にあり、中でも虐待が疑われる相談も増加しています。

また、家族の高齢化等により、障害のある人の権利擁護や財産管理などの相談、援助体制の充実が必要となってきました。

次に生活支援体制にあっては、日常生活用具給付事業の決定件数は平成 27 年度 1,546 件、平成 29 年度は6月までで 653 人です。障害のある人に、日中における活動の場を一時的に提供し見守り支援等を行う日中一時支援事業は、平成 27 年度 138 人、平成 29 年度は6月までで 126 人と増加、外出や余暇支援を行う移動支援は平成 27 年度 96 人、平成 29 年度は6月までで 104 人と増加傾向にあり、本市の交通基盤や地理的な問題から移動支援のニーズも高い状況にあります。

さらに、障害のある人の社会参加を保障することは、本人の自己実現にとどまらず、障害のある人もない人も共に生きる誰もが暮らしやすい質の高い社会の実現につながることから、移動やコミュニケーション手段の確保、様々な生活支援や生涯学習、並びにスポーツなど、幅広い社会活動を通じて、地域の人々との交流機会の充実が求められています。

<方策と目標>

相談支援の取組に当たっては、地域の社会資源などの情報提供や、障害福祉サー

ビスのコーディネート機能が重要となることから、名張市共生地域デザイン会議を基盤としたネットワークを活用し効率的な事業の実施を図ります。

あわせて、本人の希望や状況に応じてその人らしい生活が送れるよう効果的な支援を行うため、重層的な相談支援体制として「地域福祉教育総合支援システム」を構築し、ケアマネジメント体制の充実と質の向上に努めます。

障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援するため、名張市社会福祉協議会内に設置された「なばり暮らしあんしんセンター」において、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）により福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理及び書類などの預かりといった支援を契約に基づいて提供するほか相談を引き続き行います。

また、成年後見制度を利用しやすくするために、相談や申立ての支援、後見人の人材育成・サポート、法人後見支援等を行う機関として、本市と伊賀市で「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置しています。また、「なばり暮らしあんしんセンター」において、親族関係や経済的な理由等により適切な後見人等を得られない方を対象に法人による後見の受任（法人後見）を行い、支援の充実を図ります。

移動支援については、ニーズが高く、サービスを利用する全ての障害者に対応するため専門的人材育成及び新規事業所の開拓、それを補完する移送サービスの充実に努めます。

平成 29 年 6 月に「手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」を策定しました。今後、障害のある人の社会参加を積極的に進めるため、障害に応じた手話や点字などのコミュニケーション手段の充実や促進を図ります。

さらに、障害のある人の活動を支援し、積極的に社会への参加が図れるよう、多様な交流事業や障害のある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業などを推進します。

（１）相談支援体制の整備

①総合相談支援事業

本市では、平成 25 年 4 月に地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務、虐待防止センター機能、地域の相談支援体制の強化の取組、障害のある人が安心して在宅での生活が送れるよう支援する「基幹相談支援センター」を名張市地域包括支援センターに設置し、相談支援事業所と連携・協働し相談支援を行っています。

また、子どもから高齢者まで全ての住民に身近な相談窓口として機能している市内 15 か所の「まちの保健室」や民生委員・児童委員との連携や、「地域福祉教育総合支援システム」を活用しワンストップで適切な保健、医療、福祉につなぐ等、様々な機関が連携して障害のある人を支える体制づくりに努めています。

障害当事者の立場での相談体制として障害者相談員を市が委嘱し、相談体制の充実を図るなど地域全体で障害のある人を見守っていきける体制の強化を図っています。

（２）生活支援体制の充実

①福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

福祉ホームは市内に無く市外にある福祉ホームを利用します。

数値目標は、サービス利用の実績を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
福祉ホーム事業	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1

②日常生活用具等給付事業

障害のある人の在宅での日常生活の利便を図るため、障害の種類と程度に応じて各種の用具を給付します。

数値目標は、障害者手帳交付者の増加の動向を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
日常生活用具給付	年間決定件数 (単位：件)	1656	1690	1724

③訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人を対象に、入浴サービスを提供します。

数値目標は、利用者の動向を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1

④日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に、日中における活動の場を確保・提供し、介護者の休息や就労等の活動の支援を目的として行います。

数値目標は、利用者の動向を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
日中一時 支援事業	延べ利用回数／月 (単位：回)	800	800	800
	利用者数／月 (単位：人)	135	135	135

(3) 社会参加の促進

①意思疎通支援事業

視覚、聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人のために、市の設置手話通訳者がコーディネートを行い、手話通訳者や要約筆記者を派遣、又は、点訳や音訳などで、障害のある人のコミュニケーション支援を行います。

数値目標は、手話通訳者や点訳奉仕員の養成に努め、利用者の動向を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
意思疎通 支援事業	年間派遣件数 (単位：件)	70	76	82

②移動支援事業

障害のある人であって、市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

数値目標は、利用者の動向を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
移動支援事業	延べ時間／月 (単位：時間)	940	950	960
	利用者数／月 (単位：人)	110	120	130

③地域活動支援センター事業

各機能を備えたセンターを通じ、生活支援の相談や創作活動などの機会を提供し、日中の居場所機能と地域生活支援の促進を図ります。

数値目標は、障害者手帳交付者の増加と生活介護等のサービス利用者の動向を踏まえたものです。

項 目		30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援 センター事業	利用者数／年 (単位：人)	85	90	95

④社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進と交流促進を図るとともに、文字による情報入手が困難な希望者に、点訳や音訳による市の広報を定期的に提供します。また、手話や点字などの奉仕員養成講座事業を実施し、コミュニケーション支援の充実を図り、社会参加を促進します。

8. 基本指針の個別施策に係る現状と課題

本計画では、以下の個別施策について本市における現状と課題を踏まえ策定しています。

（１）「地域共生社会」の実現に向けた取組

本市では、平成 21 年 4 月「名張市地域づくり組織条例」を施行し、市内の 15 地域で、地域づくり組織による住民主体の地域の特性に合わせたまちづくりや、平成 17 年度に策定した「名張市地域福祉計画」に基づいて、まちの保健室による子どもから高齢者の方々の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口、介護予防、健康教室の実施など福祉の増進、健康づくりの支援を行っています。

また、制度の縦割りを超えた柔軟な対応や各関連分野が共通の理解に基づき協働する体制として平成 28 年 11 月に「地域福祉教育総合支援システム」を立ち上げました。複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス利用につなげる等、関係機関が協働して対応できるよう連携に努めています。

障害福祉分野では、上記の機関等との連携とともに、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすための相談、対応、緊急時の受け入れ等を行う地域生活支援拠点の整備を行い包括的な支援の充実に努めます。

（２）障害を理由とする差別の解消の推進

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とした不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されたことから、本市では平成 28 年 3 月に「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を制定し、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指しています。障害のある人の社会的障壁を除去するための周知、啓発に努めます。

（３）障害者虐待の防止、養護者に対する支援

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に合わせ、本市でも障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待対応の窓口として虐待事案があった場合に対応するほか、関係機関と連携し、地域社会で障害のある人が安心して暮らすことができるよう権利擁護の啓発に努めます。

（４）発達障害者支援の一層の充実

0 歳から 18 歳までの子どもへの途切れのない支援を行うため、18 歳までの子どもの時は今後も特別支援教育支援システムをもとに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携、子ども発達支援センターや発達支援外来との連携を強化し、子どもの発達に即した一貫した支援の充実を行います。

発達障害者の就労についても、ハローワーク等関係機関と連携を図っていますが、さらにニーズや特性に応じたきめ細かな就労支援に努めます。

(5) 難病患者への一層の周知

平成 25 年度より、障害福祉サービス等の対象となる障害者等について、従来の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に加え、難病患者も含むこととしたことにより、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨について周知を行っています、三重県等と連携しより一層の周知に努めます。

(6) 基幹相談支援センターの設置促進等

平成 25 年 4 月に基幹相談支援センターを設置し、障害者の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行っています。また、本市や伊賀圏域の自立支援協議会に参画し地域の相談支援体制の強化、相談支援の質の向上に努めています。今後は「地域福祉教育総合支援システム」との連携の強化に努めます。

(7) 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方

知的障害や精神障害等により自己の意思決定が困難な人の財産管理や権利擁護等のために、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度、法人後見事業を名張市社会福祉協議会に設置している「なばり暮らしあんしんセンター」と共に実施しています。また、成年後見制度による支援が必要な人には、本市及び伊賀市に在住する人を対象として設置している「伊賀地域福祉後見サポートセンター」において、制度利用についての相談・助言、申立手続、権利擁護に関する情報提供などの支援をしています。これらの制度の周知を図り、障害のある人の財産管理や権利擁護の推進を図ります。

(8) 情報公表制度による質の向上

障害福祉サービスの事業所がサービスの質の向上に向け、三重県に報告している障害福祉サービスの内容等について、利用者や支援者が個々のニーズに応じてサービスを選択できるよう普及啓発に向けた取組を実施します。

(9) 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所は、普段から地域住民との交流や関係機関との連携を図り、利用者の安全確保や防犯対策に向けた取組が必要であり、虐待防止や差別解消の視点を含めた職員研修も求められていることから、三重県と連携しそれらの取組の支援に努めます。

(10) 障害福祉人材の確保

三重県障害者支援センター等が行う障害福祉サービスの提供者に向けた従事者養成研修、従事者研修の参加を促進するとともに、三重県障害福祉人材センター等と連携を図り人材確保に努めます。

また、伊賀圏域で人材確保と資質の向上に取り組めます。

9. 今後検討すべき課題

本計画の一層の推進を図っていくために、以下の課題を第4期障害福祉計画に引き続き検討していく必要があります。

- ① 地域移行のためには居住の場の整備が必要であり、グループホームを支援する世話人の人材確保が必要となっています。
- ② 地域社会を支えるには、ヘルパー事業所の充実が不可欠ですが、ヘルパーの人材確保が求められています。
- ③ 様々なサービスを支えるため有償ボランティアや定年退職者などの活用場のづくりの検討も必要です。
- ④ 地域生活には、居住の場と共に就労の場が重要です。一般企業等への就労拡大と共に現在進められている名張市アグリ雇用推進事業の一層の充実が求められます。
- ⑤ 地域で、障害のある人の理解を深めるためには、芸術やスポーツ等、交流の場づくりの取組が必要です。
- ⑥ 途切れのない支援を行うため、「名張市教育センター」「名張市子ども発達支援センター」をはじめ、市内のさまざまな関係機関、団体との十分な連携が必要です。

第4章 計画の推進体制

1. 総合的な取組の推進

本計画を着実に推進していくために、障害者関係団体や医療、教育、福祉などの関係者で構成する「名張市障害者施策推進協議会」、「名張市共生地域デザイン会議」等の意見を尊重しながら、計画の進捗状況の確認及び推進方法の検討を行ない、制度の適切な運営と施策の総合的な推進を図ります。

2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障害のある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、市だけでなく市民、各種関係機関・団体、民間企業等の協力が必要であることから、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

3. 国、県との連携

本計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国、県との連携を強化し、制度改正などの変化に対応した施策を展開していきます。

また、制度に関しての問題点や課題は、三重県を通じ国へ要望していきます。

4. 協議会の活用

本市では、障害者が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすことができるよう地域における相談支援体制のネットワーク整備等に関し、中核的な役割を果たすことを目的として、名張市共生地域デザイン会議を設置しています。この協議会は、本市の福祉、保健、医療、教育、雇用の各分野の代表的支援機関、障害福祉サービス事業者、障害者団体の代表者などにより構成され、平成19年4月に名張市自立支援協議会として設置されました。その後、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたのに伴い、名張市障害福祉連絡協議会を経て、平成25年8月より現在の名張市共生地域デザイン会議に名称を変更しました。

名張市共生地域デザイン会議には相談部会、権利擁護部会が設置され、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会で設置している就労支援部会、精神障がい者地域移行部会、くらし部会（施設入所からの地域移行）、ヘルパー部会とともに、誰もが暮らしやすい地域生活の構築に向けた情報交換・研究などを行っています。

本計画の進捗に係る分析及び評価を実施する際には、協議会に諮り、進捗状況の確認、課題等の認識及び改善に向けた取組等検討を行います。また、専門部会を通して目標等の共有を図り、計画相談等においてサービス等利用のマネジメントに反映していくとともに、課題等の抽出を行い、計画見直しの際にはフィードバックを図っていきます。

今後も、関係各機関が連携して、障害のある人となない人が共に生きていく地域社会の実現を目指していきます。

第5章 計画の見込量（数値目標）

			30 年度	31 年度	32 年度
訪問系 サービス	居宅介護	延べ時間／月 (単位：時間)	2,015	2,080	2,145
		利用者数／月 (単位：人)	155	160	165
	重度訪問介護	延べ時間／月 (単位：時間)	8	8	8
		利用者数／月 (単位：人)	1	1	1
	同行援護	延べ時間／月 (単位：時間)	500	550	600
		利用者数／月 (単位：人)	20	22	24
	行動援護	延べ時間／月 (単位：時間)	158	158	158
		利用者数／月 (単位：人)	4	4	4
	重度障害者等包括支援	延べ時間／月 (単位：時間)	0	0	0
		利用者数／月 (単位：人)	0	0	0
日中 活動系 サービス	生活介護	延べ日数／月 (単位：日)	4,065	4,187	4,313
		利用者数／月 (単位：人)	217	228	239
	自立訓練 (機能訓練)	延べ日数／月 (単位：日)	45	45	45
		利用者数／月 (単位：人)	2	2	2
	自立訓練 (生活訓練・宿泊型含む)	延べ日数／月 (単位：日)	80	80	80
		利用者数／月 (単位：人)	9	9	9
	就労移行支援	延べ日数／月 (単位：日)	234	234	234
		利用者数／月 (単位：人)	14	14	14
	就労継続支援 (A型)	延べ日数／月 (単位：日)	450	450	450
		利用者数／月 (単位：人)	25	25	25
	就労継続支援 (B型)	延べ日数／月 (単位：日)	2,912	3,104	3,296
		利用者数／月 (単位：人)	182	194	206
	就労定着支援【新規】	利用者数／月 (単位：人)	8	8	8
	療養介護	利用者数／月 (単位：人)	6	6	6
	短期入所	延べ日数／月 (単位：日)	360	360	360
		利用者数／月 (単位：人)	36	36	36

			30 年度	31 年度	32 年度
居住系 サービス	自立生活援助【新規】	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者数／月 (単位：人)	90	105	115
	施設入所支援	利用者数／月 (単位：人)	69	68	67
相談支援	計画相談支援 (計画作成)	利用者実人数／年 (単位：人)	610	620	630
	地域移行支援	利用者実人数／年 (単位：人)	5	5	5
	地域定着支援	利用者実人数／年 (単位：人)	1	1	1
障害児 支援	児童発達支援	延べ日数／月 (単位：人)	260	290	290
		利用者数／月 (単位：人)	60	64	64
	放課後デイサービス	延べ日数／月 (単位：日)	795	835	835
		利用者数／月 (単位：人)	81	87	87
	保育所等訪問支援	延べ日数／月 (単位：日)	30	30	30
		利用者数／月 (単位：人)	15	15	15
	医療型児童発達支援	延べ日数／月 (単位：日)	0	0	0
		利用者数／月 (単位：人)	0	0	0
	居宅型児童発達支援 【新規】	延べ日数／月 (単位：日)	0	0	0
		利用者数／月 (単位：人)	0	0	0
	障害児相談支援 (計画作成)	利用者実人数／年 (単位：人)	190	192	195
地域生活 支援事業	福祉ホーム事業	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1
	日常生活用具等給付事業	決定件数／年 (単位：件)	1656	1690	1724
	訪問入浴サービス事業	利用者数／月 (単位：人)	1	1	1
地域生活支援 事業	日中一時支援事業	延べ利用回数／月 (単位：回)	800	800	800
		利用者数／月 (単位：人)	135	135	135
	意思疎通支援事業 (手話通訳・要約筆記派遣)	派遣件数／件 (単位：件)	70	76	82
	移動支援事業	延べ日数／月 (単位：日)	940	950	960
		利用者数／月 (単位：人)	110	120	130
	地域活動支援センター事業	実人数／年 (単位：人)	85	90	95

< 資 料 >

1. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿

(任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

氏 名	所 属
守屋 國光	プール学院大学 教授
市川 知恵子	社会福祉法人 名張育成会 理事長
耕野 一仁	名張市身体障害者互助会 会長
松田 美津子	名張市精神障害者家族会 なばるの会 代表
藤岡 とみ子	特定非営利活動法人 名張市手をつなぐ育成会 副理事長
濱川 るり子	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
東 明彦	一般社団法人 名賀医師会 会長
村田 省三	一般社団法人 伊賀歯科医師会 会長
東 直也	三重県立特別支援学校 伊賀つばさ学園 校長
大西 正人	名張商工会議所 雇用対策特別委員長 北伊勢上野信用金庫名張支店 支店長
辻森 保蔵	名張市地域づくり代表者会議 桔梗が丘自治連合協議会 会長
佐藤 雅恵	伊賀公共職業安定所 雇用指導官
前川 良文	名張市障害者アグリ雇用推進協議会 副会長
仲 範和	三重交通株式会社 伊賀営業所 所長
山森 克彦	名張市身体障害者互助会 副会長
南 恵美子	名張市身体障害者互助会
坂上 良孝	名張市身体障害者互助会 会計
治田 良子	名張市障害者地域活動支援センターひびき
杉本 丈夫	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 事務局長
松宮 秀樹	伊賀保健所 総務企画課 課長
上島 和久	名張市教育委員会 教育長

2. 名張市共生地域デザイン会議委員名簿

(任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

氏 名	所 属
市川 知恵子	社会福祉法人 名張育成会 理事長
杉本 丈夫	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 事務局長
森 由佳	社会福祉法人 名張育成会 児童発達支援センターどれみ 所長
大和 智理	社会福祉法人 名張育成会 の一まらいふ暖 所長
阪本 由紀	医療法人(社団)寺田病院 相談支援事業所てらだ 相談支援専門員 (相談部会 部会長、伊賀圏域精神障がい者地域移行部会 部会長)
安本 久実	社会福祉法人 こもはら福祉会 身体障害者支援施設 はなの里 総括主幹・サービス管理責任者
森永 悠美	医療法人(社団)寺田病院 生活介護事業所「ふぉ～ゆ～」 サービス管理責任者
井上 早織	特定非営利活動法人 あぐりの杜 あぐり工房 事務局長
田代 憲博	特定非営利法人 スリー・デイ ヘルパーステーション紫陽花 理事
麻田 禮好	伊賀保健所 地域保健課 課長
知花 敬子	三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園 教諭 特別支援教育コーディネーター
西岡 俊充	名張市教育委員会事務局 学校教育室 指導主事
佐藤 雅恵	伊賀公共職業安定所 雇用指導官
川出 将規	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ センター長 (伊賀圏域就労支援部会 部会長)
榎本 悠孝	皇學館大学 現代日本社会学部 准教授
名倉 豊	名張市民生委員児童委員協議会連合会 理事、障害福祉部長
山崎 美穂	名張市地域包括支援センター 総合支援担当室長
耕野 一仁	名張市身体障害者互助会 会長
山本 泰久	特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会 副理事長
新田 三重子	名張市精神障害者家族会なばるの会 代表
池上 祥二	名張市地域包括支援センター(基幹相談支援センター) (権利擁護部会 部会長)
松本 和憲	名張育成会 名張育成園 成美 所長 (伊賀圏域くらし部会 部会長)
原田 明政	名張育成会 ホームヘルプサービスゆーゆ 所長 (伊賀圏域ヘルパー部会 副部会長)
浅原 由佳	三重県障害者相談支援センター (オブザーバー)